

第5回農林水産物・食品の輸出拡大のための  
輸入国規制への対応等に関する関係閣僚会議 議事要旨

1. 日 時：令和2年1月14日（火）8時45分～9時11分

2. 場 所：官邸4階大会議室

3. 出席者：

（政府側）

菅官房長官、加藤厚生労働大臣、江藤農林水産大臣、西村官房副長官、杉田官房副長官、西川内閣官房参与、古谷内閣官房副長官補、江島内閣官房内閣審議官、浅沼厚生労働省生活衛生・食品安全審議官、塩川農林水産省食料産業局長、新井農林水産省消費・安全局長、石田復興庁統括官、佐藤総務省大臣官房審議官（地域活性化担当）、吉田外務省経済局審議官、後藤国税庁審議官、保坂経済産業省貿易経済協力局長、金井国土交通省大臣官房審議官（公共交通・物流政策）

（事業者・敬称略）

米永 裕史（豊田通商株式会社 食料・生活産業本部 CEO）

田島 英久（北海道乳業株式会社代表取締役社長）

内藤 祥平（株式会社日本農業代表取締役社長）

長元 信男（東町漁業協同組合代表理事組合長）

4. 議事概要：

○ 農林水産省から、（資料1）を用いて、①農林水産物及び食品の輸出を促進するための法律に基づく政府の取組、②輸出拡大のための相手国・地域の規制等への対応強化（工程表）の進捗状況、③政省令規定見込み事項と今後のスケジュールについて、次のような説明があった。

① 農林水産物及び食品の輸出を促進するための法律に基づく政府の取組について

- ・ 本年4月1日に、農林水産大臣を本部長とする輸出本部を設置し、輸出先国との協議や手続の迅速化を図っていく。また、輸出本部の下で、実務を担う事務局として、輸出先国規制対策課を設置する。
- ・ 輸出本部において、輸出促進に関する基本方針を定める。同方針では、
  - ・ 輸出を拡大するために協議を戦略的に進める必要のある国や品目についての考え方など、輸出先国との協議に関する事項
  - ・ 証明書の発行等について、各省と都道府県等の分担・連携関係など、輸出を円滑化するための基本的な事項などを定めることを想定。

② 輸出拡大のための相手国・地域の規制等への対応強化（工程表）の進捗状況について

- ・ 昨年6月には101項目の課題があり、その後14項目の追加があったが、現在までに、対応済みのものも含め59項目について大きく進展があった。
- ・ 例えば、
  - ・ 放射性物質規制について、新たにブルネイ、フィリピンの2か国で撤廃、8か国・地域で緩和された
  - ・ 中国向け牛肉は、昨年11月に動物衛生検疫協定の署名に至った等の進展が見られた。
- ・ この工程表が、4月1日以降、法律に基づく実行計画となり、輸出本部が進捗管理を行う予定。今後も、工程表に沿って課題解決に取り組む。

③ 政省令規定見込み事項と今後のスケジュールについて

- ・ 輸出促進法の政省令では、輸出証明書の発行、生産区域の指定及び加工施設の認定の手續等を定める。
- ・ 政省令は、本日、パブリックコメントを開始し、2月中に公布、4月1日に施行する予定。
- ・ 輸出促進法では、輸出のための取組を行う事業者に対する、以下の支援措置が定められている。
  - ・ 事業者の作成した輸出事業計画が農林水産大臣の認定を受けた場合、日本政策金融公庫による支援等の対象となる
  - ・ 新たに食品企業の輸出向け施設の HACCP 等対応への支援を行う

○ 次に、米永氏及び田島氏から、(資料4)を用いて次のような説明があった。  
(米永氏)

- ・ 当社は、商社として2017年より輸出事業に本格的に取り組み始め、同じタイミングで、自社製品の輸出を検討されていた北海道乳業と知り合った。北海道乳業は、高品質な各種乳製品を製造する総合乳業メーカーであるとともに、「北海道」というブランド名を海外に広められることが大きな魅力と考えていた。
- ・ 一方、北海道乳業側は、輸出については国ごとに異なる各種輸入規制に対応が必要であるため、海外情報や貿易輸出に詳しいパートナーを探しており、当社と北海道乳業の2社が組み、互いが持っているものを合わせることで、迅速な輸出の実現と海外でのブランド構築を目指すことが可能となった。
- ・ 国内では生乳の生産量が700万トンであるのに対し、輸出量は3万トンに限られている。これに対して、全世界の貿易量は、日本の生産量の10倍以上。我々がターゲットとしている中国を含むアジアの多くでは乳製品の1人あたりの消費量が日本の5分の1となっているが、今後は、これらの国々でも食の西洋化が進み、乳製品の需要の更なる増大が期待されている。
- ・ 一方、EUでは日本産乳製品の輸出が昨年解禁されたが、EUが求める衛

生条件を満たす施設や農場が認定を受ける必要があるといった、厳しい条件が課されているのが現状。

(田島氏)

- ・ 北海道産乳製品に対する評価が高まり、当社は2017年から豊田通商との協力の下、輸出エキスポを通じて、海外に対する新たな販路への取組に力を入れてきた。
- ・ 輸出における大きな課題としては、まずは、賞味期限が挙げられる。日本から輸出される牛乳は、現在は常温保存可能なLL牛乳が主流だが、最近、新鮮なチルド牛乳の輸出ニーズが増加している。北海道乳業では、従来は製造後15日だった賞味期限について、包材の変更と製造工程の改善で最大35日まで延長することを実現し、安価な海上コンテナ輸送を利用し、香港、台湾に向けて現状毎月60~70トン輸出することが可能となった。また、販売価格は、香港、台湾では1Lあたり700円と日本より高くなっているが、今後も輸出の拡大が見込まれている。
- ・ 当社はベトナム、タイ、マレーシア、UAEに対する輸出を視野に入れているが、実現のためには、更なる賞味期限の拡大が必要。これに関して、政府による継続的な輸出向け投資への支援を積極的に活用したいと考えている。
- ・ また、輸出諸手続の簡素化・効率化も必要。
- ・ 我々の最後の目標は、巨大マーケットである中国・EUに向けた輸出の実現。現状では、日本からの輸出製品に対する輸入規制が大変厳しい状況にある。EUに関しては、EUでの日本のチーズの評価も高まっており日本のチーズを売り込むチャンスがあるため、こちらの実現に向けて政府の積極的な支援が必要。
- ・ 我々としては、政府の支援により、各国の規制を克服し、北海道の乳製品の輸出拡大を行っていくことで、日本の酪農、乳業界をさらに盛り上げ行きたいと考えている。

○ 次に、内藤氏から、(資料5)を用いて次のような説明があった。

- ・ 1つ目は、りんごの産地デザインについて。日本産りんごが本気で産地改革から取り組めば、世界で戦えると考えている。理由としては、圧倒的な品質優位性があることに加え、現状では海外産との価格差はあるものの、20haほどの集約化で規模の経済が最大化されるという品目特性を考えると、その価格差をゼロにすることは不可能ではないためである。
- ・ これを成すには、生産面で言えば100ha規模での集約化や、高密植栽培の浸透、マーケットインでの小玉りんご生産などが挙げられる。また、流通面でも選果の完全自動化などを産地で推し進める必要がある。販売では、増産した分を新規販路、つまりは国内でなく海外市場に輸出していく必要がある。
- ・ 2つ目は、中国向けりんご輸出の解禁について。我々の試算では、中国向けりんご輸出には少なくとも300億円の輸出ポテンシャルがあり、人

口減少による国内消費の減少分を大きく上回る輸出が見込める。前述の通り、特にりんごは品質・価格の総合点で、日本の競争優位性が際立って高い品目。そして、産地の抜本的な改革、すなわち増産体制の構築のためには、それを吸収できる販路が必要になり、中国市場向けのりんご輸出の解禁は非常に大きな意味を持つ。

- ・ 3つ目は、農産物の知財について。まず、課題として、日本で開発された競争力ある品種はほぼ例外なく、世界中に流出している。グローバルでの農産物の知財管理が、公的機関、民間企業のどちらも追いついていない。このため、正規のプロセスでライセンスを行って入ってきたであろうロイヤルティが入ってこず、また、海外で栽培された日本品種と日本からの輸出品がアジア市場で競合し、日本からの輸出の阻害にもなっている。流出した日本の品種はふじりんごや巨峰、シャインマスカットなど、海外で約10兆円分が生産されており、これによる機会損失の規模は果樹だけで年間数千億円に上る。
- ・ 我々は、品種の知財をライセンスしてお金を稼ぐビジネスモデルの確立が急務だと考えている。グローバルでの知財保護、ディフェンスを固めたうえで、品種を海外にライセンスしてマネタイズする。日本と季節の異なる南半球や、商品の対象市場セグメントの異なる中国などにライセンスすることで、生産された青果のブランドも日本側で握り、日本からの輸出品とのシナジーを生み出すことも可能。

○ 次に、長元氏から、(資料6)を用いて次のような説明があった。

- ・ 成田空港や関西空港などは輸出空港として整備が充実しているが、養殖ブリ生産の多い四国・九州の拠点として、福岡空港でも保管設備の充実や証明書発行の実現に向けて取り組んでもらいたい。空港別のブリの輸出量は、福岡空港は1,752トンと羽田、成田及び関空と比べて非常に多い。輸出の迅速化のため、産地証明書を福岡空港でも発給してもらいたい。
- ・ 中国・韓国等から求められている水産物の放射性物質検査について、現状は輸出の都度必要だが、年1回程度のモニタリングにしてほしい。これにより、書類作成や請求事務の負担軽減と天然鮮魚の輸出拡大が可能となる。
- ・ 全国的に零細漁業者もブリ人工種苗への期待が高い。種苗生産施設の有効活用により、幅広く行き届くように人工種苗生産に力を入れてもらいたい。また、欧米への輸出拡大に向けては、夏季から秋口にかけて5kg超のブリが必要だが、天然種苗では7月期のサイズが4kg弱にしかならず、人工の秋種苗の確保や育種による高成長化が必要。

○ その後、意見交換において、以下のようなやりとりが行われた。

(長元氏：漁協近隣の空港でなく福岡空港を望むのはなぜかとの質問に対し)

- ・ 周囲の他の空港は設備が整っていないことと、養殖のブリは四国、九州が主産地なので、福岡空港を輸出の拠点化にして頂きたい。

- ・ もう1点、現在、福岡空港から仁川空港経由で輸出されているブリが多いが、福岡から仁川への便数が減ってしまうとの話があるので、これをなんとかして頂きたい。

(長元氏：福岡空港にまとめるのは、ある程度ロットをまとめるという意図かとの質問に対し)

そのとおり。福岡空港は、現在、1,752トンのブリが輸出されており、成田空港や関西空港よりも断然輸出量が多いので、福岡空港にまとめていきたい。

(内藤氏：小玉で高糖度のりんごを輸出することは、大玉で超高糖度という日本の特性を減少するように感じられるが、日本でのマーケットニーズと異なるのかとの質問に対し)

- ・ 他国産に比べてかなり甘く感じるのが日本の強みで、そこはマストだと思っている。
- ・ しかし、超高度（糖度14度程度）でなければいけないのか、糖度が13度でよいのかというと、13度でよいと我々は思っている。糖度13度でもかなり甘いとアジアの消費者は感じているので、ちょっと甘さを妥協しても依然として甘いりんごになる。
- ・ また、日本人は大玉を誇りに思っているが、マーケットを調査して、大玉よりも小玉のほうが食べやすいのでよいという結果が出ている。実は、大玉はそんなには求められていない。

(内藤氏：贈答用は大玉、食卓に並べる場合は小玉が良いのかとの質問に対し)

そのとおり。国によって、時期によって、例えば、12月は大玉で贈答用、それ以外は小玉で毎日食べてもらおうというように、使い分ける必要があると思う。

- これを受けて、江藤農林水産大臣から、以下のような発言があった。
  - ・ 4月からは、自分が、農林水産物・食品本部の本部長として省庁間の縦割りを排除し、政府一体となり輸出拡大に取り組む体制となる。
  - ・ 政省令の整備、予算の確保などの準備をしっかりと行い、更なる輸出拡大を図っていく。
  - ・ 今回、事業者の方々から取組や課題を伺ったが、これらの課題を含め、工程表に基づき進捗をチェックしながら、関係省庁との連携をこれまで以上に強化してスピード感を持って取り組んでいく。
- これを受けて、菅官房長官から以下のような発言があった。
  - ・ 安倍政権として地方創生の重要な柱として、農林水産品の輸出を促進してきた。政権発足前は年間約4,500億円だった輸出額は、昨年実績でも倍増する見通し。

- 我が国で言えば、九州と同じ程度の面積であるオランダは、約 10 兆円を輸出している。日本の野菜や果物は、アジアでは大変人気があり、我が国の農林水産品の輸出はまだ大きく伸ばすことができると考えている。
- この関係閣僚会議での検討を経て、先の臨時国会では、農林水産物・食品の輸出の促進に関する法律が成立した。本年 4 月からは、農林水産省に新たに司令塔組織として輸出本部を立ち上げ、各省庁が一体となって農林水産品の輸出の阻害を解消し、更なる輸出拡大に取り組んでいく。
- また、この閣僚会議で、輸出の障害となっている約 100 項目について「工程表」を作成して対応を進めてきた結果、食肉処理施設の認定など、半数以上の 59 項目について、解決又は大きな進展があった。
- 今般制定した輸出促進法では、この工程表を「実行計画」として位置づけ、輸出先国の規制対策や施設認定の迅速化について、輸出本部を中心に各省庁一体となって取り組んでいく。

(以上)